

日本統計学会質保証推進委員会運用規則

一般社団法人 日本統計学会

(総則)

第1条 本規則は、日本統計学会質保証推進委員会（以下「本委員会」という。）の運用に関して定める。

本委員会は、日本統計学会委員会規程第6条に基づく、質保証委員会の内部に設置された小委員会である。

(委員の任務)

第2条 本委員会の委員は、日本統計学会が質の保証に関与する統計教育の活動において、「日本統計学会質保証推進委員」として統計教育を担当する。

2 本委員会の委員は、質保証の推進活動において、統計検定の出題等に関する秘密保護に疑義を生じさせてはならない。

(構成員)

第3条 本委員会の委員は、日本統計学会会員から、統計教育の実績に基づいて質保証委員会で選出する。

2 質保証委員会委員は本委員会委員を兼ねる。

3 委員の人数は限定しない。

4 委員の任期は1年とする。ただし再任をさまたげない。

付則

1. 本規則は平成25年3月3日より施行する。